# 告示

**○法務省告示第三百七十八号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成二年法務省告示第百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十日

法務大臣　森　英介

別表第一の名古屋外語専門学校の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 名古屋経営会計専門学校日本語科 | 愛知県 |

別表第一の日本メディカル福祉専門学校の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 大原外語&エアライン専門学校 | 大阪府 |

別表第二の千駄ヶ谷日本語学校・進学2年コース、同・進学1年6ヶ月コースの項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 中央工学校附属日本語学校 | 東京都 |

別表第二のコウブンインターナショナルの項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 名古屋教育学院 | 愛知県 |
| 上山学院日本語学校 | 愛知県 |

別表第二の財団法人福岡ＹＭＣＡ日本語科の項中「財団法人福岡ＹＭＣＡ日本語科」を「福岡ＹＭＣＡ日本語学校」に改め、同表の日本語アカデミーの項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ＪＡＰＡＮ国際教育学院 | 福岡県 |

**○法務省告示第三百七十九号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十日

法務大臣　森　英介

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社双和　岐阜県岐阜市日光町三丁目五十一番地

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

| 名称 | 所在地 | 研修内容 |
|---|---|---|
| 株式会社双和 | 岐阜県岐阜市日光町三丁目五十一番地 | 婦人子供服製造 |

三　対象となる者　平成二十一年八月二十日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

**○法務省告示第三百八十号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年九月九日法務省告示第四百二十五号の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十日

法務大臣　森　英介

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社シンコー | 宮城県石巻市万石町三番二十三号 | 非加熱性水産加工食品製造 |

**○法務省告示第三百八十一号**

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十二号）附則第三条第二項の規定により、同条第一項の事務を次のように指定する。

平成二十一年八月二十日

法務大臣　森　英介

| | | |
|---|---|---|
| 仙台法務局塩竈支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 仙台法務局名取出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 仙台法務局大河原支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 仙台法務局古川支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 仙台法務局築館支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 仙台法務局石巻支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 仙台法務局登米支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 仙台法務局気仙沼支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |

**附　則**

この告示は、平成二十一年八月二十日から施行する。

| | | |
|---|---|---|
| 仙台法務局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 富山地方法務局射水出張所 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 富山地方法務局砺波支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 富山地方法務局高岡支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 富山地方法務局魚津支局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 富山地方法務局 | 共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務 | 平成二十一年十月二十六日 |
| 登記所　事務　指定の効力が生ずる日 | | 平成二十一年十月二十六日 |